

## 第 4 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	3	4	9	16

#### (2) 議案の名称

##### < 予算 >

議案第 8 2 号 令和 3 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）

議案第 8 3 号 令和 3 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）

議案第 8 4 号 令和 3 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第 1 号）

##### < 条例 >

議案第 8 5 号 尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 6 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 8 7 号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 8 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

##### < その他 >

議案第 8 9 号 工事請負契約について（本庁舎中館受変電設備改修工事）

議案第 9 0 号 権利の放棄について（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）

議案第 9 1 号 指定管理者の指定について（尼崎市立すこやかプラザ）

議案第 9 2 号 指定管理者の指定について（尼崎市立美方高原自然の家）

議案第 9 3 号 指定管理者の指定について（尼崎市立青少年いこいの家）

議案第 9 4 号 和解について（土地引渡し等反訴請求事件）

議案第 9 5 号 市道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更について

議案第 9 6 号 指定管理者の指定について（橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚釣り公園（軟式野球場及び多目的運動

広場に限る。))  
議案第97号 負担付きの寄附の受納について

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	5件	261,256円
------	----	----------

その他の事故	2件	249,776円
--------	----	----------

## 3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市固定資産評価審査委員会の委員の選任
- ・ 尼崎市公平委員会の委員の選任

第4回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第82号	所 管	各事業所管課						
件 名	令和3年度尼崎市一般会計補正予算(第11号)										
<b>内 容</b>											
<p>1 補正予算の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、介護サービスを利用する高齢者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等や陽性者になった場合、当該高齢者に支援を行う介護サービス従事者に対する協力金に係る予算を増額する。</p> <p>また、宿泊客が大幅に減少している宿泊事業者の新規顧客層獲得に向けた共同プロモーションの支援に係る経費について、あまがさき観光局への補助を行う。</p> <p>さらに、「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進として、テレワーク実施時等における情報共有環境の整備を行うため、ビジネスチャット機能付グループウェア(庁内情報共有ツール)の導入やWeb会議等実施時の通信混雑改善のためのネットワーク環境を整備する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算では、現員現給差等に伴う職員給与等の予算措置等を行う。</p> <p>各事業の概要等は別紙のとおり。</p>											
<p>2 補正予算の規模</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>現在予算額</th> <th>補正予算額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">222,164,195</td> <td style="text-align: center;">544,184</td> <td style="text-align: center;">222,708,379</td> </tr> </tbody> </table>						現在予算額	補正予算額	補正後予算額	222,164,195	544,184	222,708,379
現在予算額	補正予算額	補正後予算額									
222,164,195	544,184	222,708,379									

3 歳入歳出補正予算額

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
地方交付税	584,525	議会費	△13,451
国庫支出金	18,524	総務費	5,500
県支出金	△6,879	民生費	△142,594
諸収入	6,714	衛生費	387,615
市債	△58,700	労働費	△15,893
		農林水産業費	7,564
		商工費	50,481
		土木費	101,028
		消防費	33,207
		教育費	130,727
合 計	544,184	合 計	544,184

4 債務負担行為

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
尼崎市社会福祉協議会補助金	令和4年度	110,671
小田南公園関係事業	令和46年度	小田南公園の維持管理経費相当額1,240,000千円の外、阪神電気鉄道株式会社から寄附を受ける物件が都市公園としての供用を開始した日から40年を経過する日までの、小田南公園未供用地（尼崎市杭瀬南新町3丁目56番2外9筆）の土地使用料相当額並びに阪神電気鉄道株式会社及び株式会社阪神タイガースが小田南公園に関して負担する固定資産税、都市計画税及び事業所税相当額の総額

5 市債  
変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
学校施設整備事業費	限度額	2,491,200	限度額	2,511,200





## 補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算	82,892 千円
(1) 医療提供体制・感染拡大防止対策の充実	27,164 千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者等在宅支援提供事業費</li> </ul> 介護サービスを利用する高齢者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等や陽性者になった場合、当該高齢者に支援を行う介護サービス従事者に対する協力金に係る予算を増額する。 濃厚接触者等：1人あたり 3,000 円/日（在宅支援） 陽性者：1人あたり 12,000 円/日（在宅支援）、12,000 円/日（施設支援）	
(2) 地域経済の活性化・地域の元気づくり	6,459 千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・あまがさき観光局補助金</li> </ul> 宿泊客が大幅に減少している宿泊事業者の新規顧客層獲得に向けた共同プロモーションの支援に係る経費について、あまがさき観光局への補助を行う。 <支援概要> 宿泊事業者へのヒアリングを実施し、独自宿泊プランの造成やオンライン旅行予約サイトへの広告掲出等を行う。	
(3) 「新しい生活様式」に沿った行政サービスの推進	49,269 千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報化推進事業費</li> </ul> テレワーク実施時等における情報共有環境の整備を行うためビジネスチャット機能付グループウェア（庁内情報共有ツール）の導入及びネットワーク環境を整備する。	
○ その他の補正予算	461,292 千円
(1) 職員給与費等	491,547 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
(2) 尼崎市社会福祉協議会補助金	△82,811 千円
社協会館の移転先施設の工事に伴う経費の一部補助について、スケジュールの変更等により予算を減額し、新たに債務負担行為を設定する。	
(3) 保健衛生・生活衛生システム事業費	7,975 千円
健（検）診情報についてマイナンバー制度を活用するためのシステム改修を行う。	
(4) 学校給食センター整備運営事業費	44,581 千円
資材高騰等による物価変動に伴い、学校給食センターの施設購入費を増額する。	

## 費目別事業概要

<b>議会費</b>	<b>△13,451 千円</b>
職員給与費等	△13,451 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
<b>総務費</b>	<b>5,500 千円</b>
職員給与費等	39,042 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
行政情報化推進事業費	49,269 千円
テレワーク実施時等における情報共有環境の整備を行うためビジネスチャット機能付グループウェアの導入及びネットワーク環境を整備する。	
尼崎市社会福祉協議会補助金	△82,811 千円
社協会館の移転先施設の工事に伴う経費の一部補助について、スケジュールの変更等により予算を減額する。	
<b>民生費</b>	<b>△142,594 千円</b>
職員給与費等	△232,252 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
国民健康保険事業費会計繰出金	24,679 千円
国民健康保険事業費会計における人件費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する。	
介護保険事業費会計繰出金	37,815 千円
介護保険事業費会計における人件費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する。	
濃厚接触者等在宅支援提供事業費	27,164 千円
介護サービスを利用する高齢者が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等や陽性者になった場合に介護サービス従事者に対して協力金を支給する。	

<b>衛生費</b>	<b>387,615 千円</b>
職員給与費等	379,640 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
保健衛生・生活衛生システム事業費	7,975 千円
健（検）診情報についてマイナンバー制度を活用するためのシステム改修を行う。	
<b>労働費</b>	<b>△15,893 千円</b>
職員給与費	△15,893 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
<b>農林水産業費</b>	<b>7,564 千円</b>
職員給与費	7,564 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
<b>商工費</b>	<b>50,481 千円</b>
職員給与費等	44,022 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
あまがさき観光局補助金	6,459 千円
宿泊客が大幅に減少している宿泊事業者の新規顧客層獲得に向けた共同プロモーションの支援に係る経費について、あまがさき観光局への補助を行う。	
<b>土木費</b>	<b>101,028 千円</b>
職員給与費等	101,028 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
<b>消防費</b>	<b>33,207 千円</b>
職員給与費等	33,207 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	

<b>教育費</b>	<b>130,727 千円</b>
職員給与費等	86,146 千円
現員現給差等に伴う予算措置を行う。	
学校給食センター整備運営事業費	44,581 千円
資材高騰等による物価変動に伴い、学校給食センターの施設購入費を増額する。	

&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第83号	所 管	国保年金課
件 名	令和3年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)				
<b>内 容</b>					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	47,434,858	27,569	47,462,427		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	県支出金	2,890	総務費	24,679	
	繰入金	24,679	保険給付費	2,890	
	合 計	27,569	合 計	27,569	
3	債務負担行為 追加 (単位:千円)				
	事 項	期 間	限 度 額		
	国民健康保険システム関係事業	令和4年度	25,000		
4	補正予算の内容				
	(1) 総務費				
	・ 職員給与費等	24,679千円			
	現員現給差等に伴う予算措置を行う。				
	(2) 保険給付費				
	・ 傷病手当金	2,890千円			
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による申請件数等の増に伴い傷病手当金の増額を行う。				



&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第84号	所 管	介護保険事業担当
件 名	令和3年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	46,482,576	37,815	46,520,391		
2	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	37,815	総務費	37,815	
	合 計	37,815	合 計	37,815	
3	補正予算の内容				
	(1) 総務費				
	・ 職員給与費等		37,815千円		
	現員現給差等に伴う予算措置を行う。				





&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第85号	所 管	地域総合センター担当
件 名	尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地域総合センター上ノ島本館の位置に建設している新施設の完成に伴い、上ノ島分館を廃止するため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 (1) 第3条の表中、「地域総合センター上ノ島本館」の名称を「地域総合センター上ノ島」に改めるとともに、「地域総合センター上ノ島分館」の項を削除する。 (2) 尼崎市指定管理者選定委員会条例の別表第1第3項中、「尼崎市立地域総合センター上ノ島本館及び尼崎市立地域総合センター上ノ島分館」を「尼崎市立地域総合センター上ノ島」に改める。				
3	施行期日 令和4年4月1日				

尼崎市立地域総合センターの設置及び管理に関する条例

改正後	現 行																
<p>(名称及び位置) 第3条 総合センターの名称及び位置は、次表のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置) 第3条 総合センターの名称及び位置は、次表のとおりとする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 472 501 521">名称</th> <th data-bbox="501 472 778 521">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 521 501 618">尼崎市立地域総合センター上ノ島</td> <td data-bbox="501 521 778 618">尼崎市南塚口町8丁目7番25号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 618 501 714"><u>(削る)</u></td> <td data-bbox="501 618 778 714"><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 714 501 801"></td> <td data-bbox="501 714 778 801"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	尼崎市立地域総合センター上ノ島	尼崎市南塚口町8丁目7番25号	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 472 1123 521">名称</th> <th data-bbox="1123 472 1401 521">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 521 1123 618">尼崎市立地域総合センター上ノ島本館</td> <td data-bbox="1123 521 1401 618">尼崎市南塚口町8丁目7番25号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 618 1123 714">尼崎市立地域総合センター上ノ島分館</td> <td data-bbox="1123 618 1401 714">尼崎市南塚口町8丁目22番18号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 714 1123 801"></td> <td data-bbox="1123 714 1401 801"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	尼崎市立地域総合センター上ノ島本館	尼崎市南塚口町8丁目7番25号	尼崎市立地域総合センター上ノ島分館	尼崎市南塚口町8丁目22番18号		
名称	位置																
尼崎市立地域総合センター上ノ島	尼崎市南塚口町8丁目7番25号																
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																
名称	位置																
尼崎市立地域総合センター上ノ島本館	尼崎市南塚口町8丁目7番25号																
尼崎市立地域総合センター上ノ島分館	尼崎市南塚口町8丁目22番18号																

尼崎市指定管理者選定委員会条例

改正後	現 行
<p>別表第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～2 略</p> <p>3 尼崎市立地域総合センター上ノ島（以下「総合センター上ノ島」という。）</p> <p>4～31 略</p> </div> <p>備考 第5項、第10項から第14項まで、第20項、第21項、第24項、第25項、第27項及び第29項に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p>	<p>別表第 1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>尼崎市立地域総合センター上ノ島本館及び尼崎市立地域総合センター上ノ島分館</u>（以下「総合センター上ノ島」という。）</p> <p>4～31 略</p> </div> <p>備考 <u>第3項</u>、第5項、第10項から第14項まで、第20項、第21項、第24項、第25項、第27項及び第29項に掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p>



&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第86号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 改正理由</p> <p>健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）により、出産育児一時金の支給額が変更され、兵庫県国民健康保険運営方針においても、県内市町の標準的な支給額を健康保険法施行令の改正に準じた金額に改める方針が示されたことから、出産育児一時金の支給額を変更するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）により、未就学児の被保険者均等割額について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、その10分の5に相当する金額を減額することとなったため、当該内容に準じた規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 出産育児一時金の支給額の変更</p> <p>被保険者が出産した際に、その世帯の世帯主に支給する出産育児一時金の支給額を404,000円から408,000円に改める。ただし、産科医療補償制度への掛金を加算した支給額については420,000円で据え置くこととする。</p> <p>(2) 未就学児の被保険者均等割額の減額に係る規定の追加</p> <p>未就学児の被保険者に係る被保険者均等割額（現行の保険料の減額賦課の適用を受ける場合には適用後の額）について10分の5を乗じて得た額を当該世帯の世帯主に対して賦課する保険料から減額する規定を追加する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>ただし、2(1)は令和4年1月1日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>408,000円</u>(規則で定める場合には、420,000円)を支給する。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2第1項又は第19条の2の2第1項の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>エ <u>法第81条の2第5項</u>の規定により徴収される財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>オ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>(2) 略</p> <p>エ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項又は第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養給付等費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>404,000円</u>(規則で定める場合には、420,000円)を支給する。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>エ <u>法第81条の2第4項</u>の規定により徴収される財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>オ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>(2) 略</p> <p>エ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項の規定による繰入金及び保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養給付等費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(基礎賦課限度額)</p>

第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。第18条、第19条の2第1項及び第19条の2の2第1項において同じ。）は、令第29条の7第2項第9号に規定する額（他の法令の規定において基礎賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「基礎賦課限度額」という。）を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の3の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項又は第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 略

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項又は第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の

第15条の3 第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合計額。第18条及び第19条の2第1項において同じ。）は、令第29条の7第2項第9号に規定する額（他の法令の規定において基礎賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「基礎賦課限度額」という。）を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の3の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 略

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第15条の3の10 第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の3の3の

後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。

第18条、第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、令第29条の7第3項第8号に規定する額(他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。)を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 略

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項又は第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後の保険料の納付義務の発生等に伴う保険料賦課額の算定)

第18条 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が発生し、一の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、又は当該被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以

後期高齢者支援金等賦課額と第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額。

第18条及び第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項において同じ。)は、令第29条の7第3項第8号に規定する額(他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。)を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(2) 略

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等に伴う保険料賦課額の算定)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一の世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは一の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例



下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(当該被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより当該被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項(同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは第19条の2の2第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生した日、当該被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合において、その減少した日が月の初日であるときは、その前日)、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は当該被保険者が特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項若しくは第19条の2の2第1項に定める額の算定は、当該納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該納付義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の

対象被保険者等」という。)となった場合における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)又は第15条の5の介護納付金賦課額及び第19条の2第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における保険料の納付義務者に係る第11条若しくは第14条の基礎賦課額、第15条の3の3若しくは第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額又は第15条の5の介護納付金賦課額及び第19条の2第1項各号に定める額の算定は、当該納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

前月まで、月割りをもって行う。

(保険料の減額賦課)

第19条の2 略

(1) 略

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）

(2) 略

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）

(3) 略

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（以下第3項において読み替えて準用するこの項において「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同号ア中「基礎賦課額」とあるのは「後

(保険料の減額賦課等)

第19条の2 略

(1) 略

ア 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）

(2) 略

ア 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）

(3) 略

ア 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額（以下第3項において読み替えて準用するこの項において「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第3項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第2号中「前号」とあるのは「第3

期高齢者支援金等賦課額と、同項第2号中  
「前号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する前2号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、前項中「前項各号」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「介護納付金賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」）とあるのは「第15条の5の介護納付金賦課額（以下第4項において読み替えて準用するこの項において「基準介護納付金賦課額」）と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第4項において読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第4項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同号ア中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、同項第2号中「前号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前2号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、第2項中「前項各号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

第19条の2の2 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が属する世帯に係る保険料

項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する前2号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準後期高齢者支援金等賦課額」と、前項中「前項各号」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「介護納付金賦課額は」と、「第11条又は第14条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」）とあるのは「第15条の5の介護納付金賦課額（以下第4項において読み替えて準用するこの項において「基準介護納付金賦課額」）と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1号中「この項」とあるのは「第4項において読み替えて準用するこの項」と、「この号」とあるのは「第4項において読み替えて準用するこの号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同項第2号中「前号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、同項第3号中「前2号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前2号」と、「基準基礎賦課額」とあるのは「基準介護納付金賦課額」と、第2項中「前項各号」とあるのは「第4項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から、第2号に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の第1号に掲げる額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者(未就学児に限る。)の数を乗じて得た額(以下この条において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)とする。

(1) 当該年度分の第11条又は第14条の基礎賦課額(前条第1項の規定の適用を受ける場合は、同項(次条又は付則第19項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する額)

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。)

2 市長は、軽減額を決定したときは、速やかに、当該軽減額その他必要な事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額は」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額は」と、「第1号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する第1号」と、「第2号」とあるのは「第3項において読み替えて準用する第2号」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条又は第14条の基礎賦課額(前条第1項)」とあるのは「第15条の3の3又は第15条の3の6の後期高齢者支援金等賦課額(前条第3項において読み替えて準用する同条第1項)」と、「同項」とあるのは「同条第3項において読み替えて準用する同条第1項」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものと

<p>する。</p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び第19条の2第1項(同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)と、第19条の2第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」「については、同法)」とあるのは「については、地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p>	<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法)」とあるのは「所得の金額(地方税法)と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」「については、同法)」とあるのは「については、地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p>
---	---



&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第87号	所 管	保育運営課、保育管理課
件 名	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>北難波保育所及び大西保育所を新築工事完了後の新園舎へ移転するため、また、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、七松保育所及び元浜保育所を社会福祉法人に移管するため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 別表中、北難波保育所の位置を「尼崎市西難波町6丁目12番1号」から「尼崎市西難波町6丁目14番29号」に改める。</p> <p>(2) 別表中、七松保育所の位置を「尼崎市七松町2丁目14番1号」から「尼崎市西難波町6丁目12番1号」に改める。</p> <p>(3) 別表中、大西保育所の位置を「尼崎市大西町1丁目14番5号」から「尼崎市栗山町2丁目25番18号」に改めるとともに、元浜保育所の項を削除する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>(1) 北難波保育所の位置の変更 令和4年1月4日</p> <p>(2) 七松保育所の位置の変更 令和4年1月11日</p> <p>(3) 大西保育所の位置の変更及び元浜保育所の項の削除 令和4年4月1日</p>					

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
尼崎市立北難波保育所	尼崎市西難波町6丁目14番29号	尼崎市立北難波保育所	尼崎市西難波町6丁目12番1号
(削る)	(削る)	尼崎市立元浜保育所	尼崎市武庫川町1丁目25番地
尼崎市立七松保育所	尼崎市西難波町6丁目12番1号	尼崎市立七松保育所	尼崎市七松町2丁目14番1号
尼崎市立大西保育所	尼崎市栗山町2丁目25番18号	尼崎市立大西保育所	尼崎市大西町1丁目14番5号



<令和3年12月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第88号	所 管	住宅政策課																																
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について																																				
<b>内 容</b>																																					
<p>1 改正理由</p> <p>本市の長期優良住宅認定制度の審査においては、審査項目の一つである住宅の構造及び設備の長期使用構造等（以下「長期使用構造等」という。）の適合状況を、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の「適合証」又は住宅性能表示制度の「設計住宅性能評価書」により確認しているが、「設計住宅性能評価書」では確認できる内容が一部不足しており、不足部分は市で確認する必要があることから、添付される書類により異なる手数料を設定している。こうした中、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）が制定され、両書類の発行機関である登録住宅性能評価機関において、住宅性能表示制度においても長期使用構造等の確認が不足なく行われることになり、長期使用構造等の確認結果が記載された「設計住宅性能評価書」が新たに発行されることになったこと等に伴い、所要の整備を行うもの。</p> <p>また、一戸建ての長期優良住宅の認定審査手数料について、現在は、床面積に応じた手数料を設定しているが、審査に係る所要時間に床面積の大きさによる差が生じていない実態を踏まえた手数料設定を行うため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 長期優良住宅の認定審査手数料のうち、申請書に「設計住宅性能評価書」の写しが添付されている場合の手数料の規定を削除する。</p> <p>(2) 一戸建ての長期優良住宅の認定審査手数料について、床面積に応じた手数料から一律の手数料に変更する。</p> <p>【参考：新築住宅の新規認定申請審査手数料の例】 ※下線部：今回改正部分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>住宅区分及び対象住宅の面積区分 (㎡超～㎡以内)</th> <th>手数料 (円)</th> <th>住宅区分及び対象住宅の面積区分 (㎡超～㎡以内)</th> <th>手数料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;"><u>一戸建て住宅</u></td> <td style="text-align: center;"><u>16,000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一戸建て住宅 及び共同住宅</td> <td style="text-align: center;">～200</td> <td rowspan="9" style="text-align: center; vertical-align: middle;">共同住宅</td> <td style="text-align: center;">～200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200～500</td> <td style="text-align: center;">200～500</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500～1,000</td> <td style="text-align: center;">500～1,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000～3,000</td> <td style="text-align: center;">1,000～3,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,000～5,000</td> <td style="text-align: center;">3,000～5,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000～10,000</td> <td style="text-align: center;">5,000～10,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000～20,000</td> <td style="text-align: center;">10,000～20,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20,000～30,000</td> <td style="text-align: center;">20,000～30,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30,000～</td> <td style="text-align: center;">30,000～</td> </tr> </tbody> </table>						改正前		改正後		住宅区分及び対象住宅の面積区分 (㎡超～㎡以内)	手数料 (円)	住宅区分及び対象住宅の面積区分 (㎡超～㎡以内)	手数料 (円)	—	—	<u>一戸建て住宅</u>	<u>16,000</u>	一戸建て住宅 及び共同住宅	～200	共同住宅	～200	200～500	200～500	500～1,000	500～1,000	1,000～3,000	1,000～3,000	3,000～5,000	3,000～5,000	5,000～10,000	5,000～10,000	10,000～20,000	10,000～20,000	20,000～30,000	20,000～30,000	30,000～	30,000～
改正前		改正後																																			
住宅区分及び対象住宅の面積区分 (㎡超～㎡以内)	手数料 (円)	住宅区分及び対象住宅の面積区分 (㎡超～㎡以内)	手数料 (円)																																		
—	—	<u>一戸建て住宅</u>	<u>16,000</u>																																		
一戸建て住宅 及び共同住宅	～200	共同住宅	～200																																		
	200～500		200～500																																		
	500～1,000		500～1,000																																		
	1,000～3,000		1,000～3,000																																		
	3,000～5,000		3,000～5,000																																		
	5,000～10,000		5,000～10,000																																		
	10,000～20,000		10,000～20,000																																		
	20,000～30,000		20,000～30,000																																		
	30,000～		30,000～																																		
<p>3 施行期日</p> <p style="text-align: center;">令和4年2月20日</p>																																					

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第<u>5</u>項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画(以下この号から第<u>6</u>2号までにおいて「計画」という。)の認定の申請(以下この号から第59号の4までにおいて「認定申請」という。)に対する審査(一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。)又は共同住宅等(同条第2号に規定する共同住宅等をいう。次号において同じ。)でその住宅(長期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号から第<u>6</u>3号までにおいて同じ。)の戸数が1であるもの(次号において「単一共同住宅等」という。)(第59号の3から第<u>6</u>3号までにおいて「一戸建ての住宅等」という。)の新築に係るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、それぞれ<u>ア</u>又は<u>イ</u>に定める額</p> <p>ア 申請書に住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書(以下この号から第61号までにおいて「確認書等」という。)の写しが添付されている場合 <u>1件 16,000円</u></p>	<p>(手数料を徴収する事務及び手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(59) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第<u>3</u>項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(<u>ア</u>、次号<u>ア</u>、第59号の3、<u>第60号</u>、<u>第62号ア</u>及び<u>第63号</u>において「計画」という。)の認定の申請(<u>ア</u>から<u>ウ</u>まで及び<u>次号</u>から第59号の4までにおいて「認定申請」という。)に対する審査(一戸建ての住宅(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。)又は共同住宅等(同条第2号に規定する共同住宅等をいう。次号において同じ。)でその住宅(長期優良住宅法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号、<u>第59号の2ア</u>から<u>ウ</u>まで、<u>第59号の3</u>、<u>第59号の4ア</u>及び<u>イ</u>並びに<u>第60号</u>において同じ。)の戸数が1であるもの(次号において「単一共同住宅等」という。)(第59号の3、<u>第61号</u>、<u>第61号の5</u>及び<u>第62号ア</u>において「一戸建ての住宅等」という。)の新築に係るものに限る。)次に掲げる区分に応じ、それぞれ<u>ア</u>から<u>ウ</u>までに定める額</p> <p>ア 申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が、計画が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認した旨を証する書面(<u>ウ</u>、次号<u>ア</u>及び<u>ウ</u>、第59号の3<u>ア</u>及び<u>イ</u>、第59号の</p>

<p>イ 申請書に確認書等の写しが添付されていない場合 1件 55,000円</p>	<p>4ア及びイ並びに第61号において「適合証」という。)の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 16,000円</p> <p>(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 28,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 47,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 90,000円</p> <p>(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 133,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 193,000円</p> <p>(キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 326,000円</p> <p>(ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 405,000円</p> <p>(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 485,000円</p> <p>イ 申請書に設計住宅性能評価書(住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下同じ。)の写しが添付されている場合(アに該当する場合を除く。) 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>ウ 削除</u></p> <p>(59)の2 認定申請に対する審査（複数住戸共同住宅等（単一共同住宅等以外の共同住宅</p>	<p>又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) <u>200平方メートル以内のもの</u> 1件 20,000円</p> <p>(イ) <u>200平方メートルを超えるもの</u> 1件 35,000円</p> <p>ウ 申請書に適合証の写し及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア) <u>200平方メートル以内のもの</u> 1件 55,000円</p> <p>(イ) <u>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件 126,000円</p> <p>(ウ) <u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 203,000円</p> <p>(エ) <u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 411,000円</p> <p>(オ) <u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 720,000円</p> <p>(カ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 1,224,000円</p> <p>(キ) <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 2,260,000円</p> <p>(ク) <u>20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 3,216,000円</p> <p>(ケ) <u>30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 3,961,000円</p> <p>(59)の2 認定申請に対する審査（複数住戸共同住宅等（単一共同住宅等以外の共同住宅</p>
--	--

<p>等をいう。第59号の4から第63号までにおいて同じ。)の新築に係るものに限る。)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 申請書に<u>確認書等</u>の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった計画に係る住宅の存する建築物(長期優良住宅法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画(以下この号から第60号までにおいて「認定計画」という。))に係る住宅以外の住宅で当該認定計画に係る住宅の存する建築物内のものであるものについての認定申請(以下この号から第59号の4までにおいて「後続申請」という。)に係るものにあつては、当該後続申請のあった計画に係る住宅。以下この号及び第59号の4において同じ。)について、次に掲げる床面積の合計(同時に複数の後続申請があつた場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の認定申請又は後続申請があつた場合は、当該額をこれらの認定申請又は後続申請のあった計画に係る住宅の戸数の合計で除して得た額(その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。第59号の4から第63号までにおいて同じ。))。</p>	<p>等をいう。第59号の4、第60号、第61号の2から第61号の4まで、第61号の6、第61号の7、第62号イ及び第63号において同じ。)の新築に係るものに限る。)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 申請書に<u>適合証</u>の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物(既に認定を受けている計画に係る住宅以外の住宅で当該計画に係る建築物内のものであるものについての認定申請(以下ア及び第59号の4アにおいて「後続申請」という。)に係るものにあつては、当該後続申請のあった住宅。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。)について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計(同時に複数の後続申請があつた場合は、これらの後続申請のあった住宅の床面積の合計。以下この号並びに第59号の4ア及びイにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ前号ア(ア)から(ケ)までに定める額(同時に複数の認定申請又は後続申請があつた場合は、当該額をその認定申請又は後続申請に係る住宅の戸数の合計(第59号の4ア及び第62号イ(イ)において「認定申請戸数」という。)で除して得た額(その額が10,000円未満である場合においてその額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを切り上げ、10,000円以上である場合においてその額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを切り上げる。第59号の4ア、第60号、第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号</p>
--	---

<p>以下この号において同じ。)</p> <p><u>(ア) 200平方メートル以内のもの</u> 1件 16,000円</p> <p><u>(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件 28,000円</p> <p><u>(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 47,000円</p> <p><u>(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 90,000円</p> <p><u>(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 133,000円</p> <p><u>(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 193,000円</p> <p><u>(キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 326,000円</p> <p><u>(ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 405,000円</p> <p><u>(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 485,000円</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>イ及び第63号</u>において同じ。)。以下この号において同じ。)</p> <p><u>イ</u> 申請書に設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合 (アに該当する場合を除く。) 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額</p> <p><u>(ア) 500平方メートル以内のもの</u> 1件 63,000円</p> <p><u>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 102,000円</p> <p><u>(ウ) 1,000平方メートルを超え3,</u></p>
---	---

<p>イ 申請書に<u>確認書</u>等の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった計画に係る住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>(ア)</u>から<u>(ケ)</u>までに定める額</p> <p><u>(ア) 200平方メートル以内のもの</u> 1件 55,000円</p> <p><u>(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件 126,000円</p> <p><u>(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 203,000円</p> <p><u>(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 411,000円</p> <p><u>(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 720,000円</p> <p><u>(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 1,224,000円</p>	<p><u>000平方メートル以内のもの</u> 1件 201,000円</p> <p><u>(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 331,000円</p> <p><u>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 498,000円</p> <p><u>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 900,000円</p> <p><u>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 1,212,000円</p> <p><u>(ク) 30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 1,485,000円</p> <p>ウ 申請書に<u>適合証</u>の写し及び設計住宅性能評価書の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、<u>前号ウ(ア)</u>から<u>(ケ)</u>までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>同号ウ(ア)</u>から<u>(ケ)</u>までに定める額</p>
---	---

<p>(キ) <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>2,260,000円</u></p> <p>(ク) <u>20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>3,216,000円</u></p> <p>(ケ) <u>30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 <u>3,961,000円</u></p> <p>(59)の3 認定申請に対する審査（一戸建ての住宅等（<u>認定計画</u>で住宅の新築に係るもの（次号から第61号の7までにおいて「<u>認定新築計画</u>」という。）に係るものを除く。）の増築又は改築（次号において「<u>増築等</u>」という。）に係るものに限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 申請書に<u>確認書等</u>の写しが添付されている場合 1件 <u>21,000円</u></p>	<p>(59)の3 認定申請に対する審査（一戸建ての住宅等（<u>既に認定を受けている計画</u>で住宅の新築に係るもの（次号から第61号の7までにおいて「<u>新築計画</u>」という。）に係るものを除く。）の増築又は改築（次号において「<u>増築等</u>」という。）に係るものに限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 申請書に<u>適合証</u>の写しが添付されている場合 <u>当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</u></p> <p>(ア) <u>200平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>21,000円</u></p> <p>(イ) <u>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>37,000円</u></p> <p>(ウ) <u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>61,000円</u></p> <p>(エ) <u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>114,000円</u></p> <p>(オ) <u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>171,000円</u></p> <p>(カ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>251,000円</u></p>
--	--



<p>イ 申請書に<u>確認書等</u>の写しが添付されていない場合 <u>1件 72,000円</u></p>	<p>(キ) <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 425,000円</u></p> <p>(ク) <u>20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 530,000円</u></p> <p>(ケ) <u>30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 <u>627,000円</u></p> <p>イ 申請書に<u>適合証</u>の写しが添付されていない場合 <u>当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</u></p> <p>(ア) <u>200平方メートル以内のもの</u> <u>1件 72,000円</u></p> <p>(イ) <u>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>168,000円</u></p> <p>(ウ) <u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>269,000円</u></p> <p>(エ) <u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>542,000円</u></p> <p>(オ) <u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>955,000円</u></p> <p>(カ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 1,628,000円</u></p> <p>(キ) <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 3,008,000円</u></p> <p>(ク) <u>20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> <u>1件 4,284,000円</u></p> <p>(ケ) <u>30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 <u>5,270,000円</u></p>
--	--

(59)の4 認定申請に対する審査（複数住戸共同住宅等（認定新築計画に係るものを除く。）の増築等に係るものに限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に確認書等の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった計画に係る住宅の存する建築物について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の認定申請又は後続申請があった場合は、当該額をこれらの認定申請又は後続申請のあった計画に係る住宅の戸数の合計で除して得た額。イにおいて同じ。）

(ア) 200平方メートル以内のもの

1件 21,000円

(イ) 200平方メートルを超え500

平方メートル以内のもの 1件 3

7,000円

(ウ) 500平方メートルを超え1,00

0平方メートル以内のもの 1件

61,000円

(エ) 1,000平方メートルを超え3,

000平方メートル以内のもの 1

件 114,000円

(オ) 3,000平方メートルを超え5,

000平方メートル以内のもの 1

件 171,000円

(カ) 5,000平方メートルを超え1

0,000平方メートル以内のもの

1件 251,000円

(キ) 10,000平方メートルを超え2

0,000平方メートル以内のもの

1件 425,000円

(ク) 20,000平方メートルを超え3

0,000平方メートル以内のもの

1件 530,000円

(ケ) 30,000平方メートルを超える

(59)の4 認定申請に対する審査（複数住戸共同住宅等（既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。）の増築等に係るものに限る。）次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 申請書に適合証の写しが添付されている場合 当該認定申請のあった住宅の存する建築物について、前号ア(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の認定申請又は後続申請があった場合は、当該額をその認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。）

<p>もの 1件 627,000円</p> <p>イ 申請書に<u>確認書等</u>の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった<u>計画に係る住宅の存する建築物</u>について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ<u>(ア)から(ケ)までに定める額</u></p> <p><u>(ア) 200平方メートル以内のもの</u> 1件 72,000円</p> <p><u>(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件 168,000円</p> <p><u>(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 269,000円</p> <p><u>(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 542,000円</p> <p><u>(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 955,000円</p> <p><u>(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 1,628,000円</p> <p><u>(キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 3,008,000円</p> <p><u>(ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 4,284,000円</p> <p><u>(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 5,270,000円</p> <p>(60) <u>長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定計画の変更(以下この号から第63号までにおいて「計画変更」という。)の認定の申請(長期優良住宅法第9条第1項又は第3項に規定する場合におけるものを除く。以下この号</u></p>	<p>イ 申請書に<u>適合証</u>の写しが添付されていない場合 当該認定申請のあった<u>住宅の存する建築物</u>について、<u>前号イ(ア)から(ケ)までに掲げる床面積の合計の区分</u>に応じ、それぞれ<u>同号イ(ア)から(ケ)までに定める額</u></p> <p>(60) <u>長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく計画の変更(以下この号から第61号の7まで及び第62号イ(イ)において「計画変更」という。)の認定の申請(長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づくものを除く。以下この号、次号、第61号の3、第61号の4及び第61号の7において「変</u></p>
---	--

<p>から第61号の7までにおいて「変更認定申請」という。)に対する審査(認定新築計画に係るものに限り、次号から第61号の3までのいずれかに該当するものを除く。)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p> <p>ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合 1件 9,100円</p> <p>イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合 当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに定める額(同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額)</p> <p>(ア) 200平方メートル以内のもの 1件 9,100円</p> <p>(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 17,000円</p> <p>(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 30,000円</p> <p>(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1</p>	<p>更認定申請」という。)に対する審査(既に認定を受けている新築計画に係るものに限り、次号から第61号の3までのいずれかに該当するものを除く。) 計画の認定を受けた住宅の存する建築物(以下「対象建築物」という。)の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額(複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額を当該変更認定申請に係る住宅の戸数の合計(第61号の2ア、第61号の3、第61号の4、第61号の6、第61号の7、第62号イ(イ)及び第63号において「変更認定申請戸数」という。)で除して得た額)</p> <p>ア 200平方メートル以内のもの 1件 9,100円</p> <p>イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 17,000円</p>
--	---

<p>件 55,000円</p> <p>(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 86,000円</p> <p>(カ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 135,000円</p> <p>(キ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 221,000円</p> <p>(ク) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 265,000円</p> <p>(ケ) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 310,000円</p> <p>ウ～ケ 削除</p> <p>(6) 変更認定申請（申請書にその計画変更に係る住宅に係る確認書等の写しが添付されているものを除く。次号から第61号の6</p>	<p>ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 30,000円</p> <p>エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 55,000円</p> <p>オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 86,000円</p> <p>カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 135,000円</p> <p>キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 221,000円</p> <p>ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 265,000円</p> <p>ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 310,000円</p> <p>(6) 変更認定申請（申請書にその計画変更に係る適合証の写しが添付されているものを除く。次号、第61号の5及び第61号の6</p>
--	--

<p> <u>までに</u>において「特定変更認定申請」という。)に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準(次号から第61号の6までに)において「1号基準」という。)に適合するかどうかを判定するもの(一戸建ての住宅等(認定新築計画に係るものに限る。)に係るものに限る。) 前号アに定める額に1件につき38,000円を加えて得た額 </p>	<p> <u>6において</u>「特定変更認定申請」という。)に対する審査で、その計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準(次号、第61号の5及び第61号の6において「1号基準」という。)に適合している旨の認定を要するもの(一戸建ての住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。)に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額 </p> <p> <u>ア</u> 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合  <u>当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額</u> </p> <p> <u>(ア) 200平方メートル以内のもの</u>  <u>1件 3,400円</u> </p> <p> <u>(イ) 200平方メートルを超えるもの</u>  <u>1件 6,700円</u> </p> <p> <u>イ</u> 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書の写しが添付されていない場合  <u>当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額</u> </p> <p> <u>(ア) 200平方メートル以内のもの</u>  <u>1件 38,000円</u> </p> <p> <u>(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 98,000円</u> </p> <p> <u>(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 156,000円</u> </p> <p> <u>(エ) 1,000平方メートルを超え3,</u> </p>
--	---

<p>(6)の2 <u>特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合するかどうかを判定するもの(複数住戸共同住宅等(認定新築計画に係るものに限る。))に係るものに限る。)</u> 第60号イに定める額に、当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの特定変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額)を加えて得た額</p> <p>ア <u>200平方メートル以内のもの 1件 38,000円</u></p>	<p><u>000平方メートル以内のもの 1件 320,000円</u></p> <p>(カ) <u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 587,000円</u></p> <p>(キ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,031,000円</u></p> <p>(ク) <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 1,934,000円</u></p> <p>(ケ) <u>20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 2,811,000円</u></p> <p>(ク) <u>30,000平方メートルを超えるもの 1件 3,477,000円</u></p> <p>(6)の2 <u>特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものに限る。))に係るものに限る。)</u> 対象建築物の計画変更に係る部分について第60号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加算して得た額</p> <p>ア <u>申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額。イにおいて同じ。)</u></p>
--	---

<p><u>イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 98,000円</u></p> <p><u>ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 156,000円</u></p> <p><u>エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 320,000円</u></p> <p><u>オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 587,000円</u></p> <p><u>カ 5,000平方メートルを超え10,</u></p>	<p><u>(ア) 500平方メートル以内のもの 1件 35,000円</u></p> <p><u>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 55,000円</u></p> <p><u>(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 111,000円</u></p> <p><u>(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 198,000円</u></p> <p><u>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 305,000円</u></p> <p><u>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 574,000円</u></p> <p><u>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 807,000円</u></p> <p><u>(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 1件 1,000,000円</u></p> <p><u>イ 申請書に当該計画変更に係る設計住宅性能評価書の写しが添付されていない場合 当該対象建築物の計画変更に係る部分について、前号イ(ア)から(ク)までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号イ(ア)から(ク)までに定める額</u></p>
--	--



<p><u>000平方メートル以内のもの 1件</u> <u>1,031,000円</u></p> <p>キ <u>10,000平方メートルを超え20,</u> <u>000平方メートル以内のもの 1件</u> <u>1,934,000円</u></p> <p>ク <u>20,000平方メートルを超え30,</u> <u>000平方メートル以内のもの 1件</u> <u>2,811,000円</u></p> <p>ケ <u>30,000平方メートルを超えるも</u> <u>の 1件 3,477,000円</u></p>	
<p>(6)の3 <u>変更認定申請に対する審査で、その</u> <u>計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第</u> <u>2号、第5号又は第6号に掲げる基準（第</u> <u>61号の7において「2号等基準」という。）</u> <u>に適合するかどうかを判定するもの（認定</u> <u>新築計画に係るものに限る。）第60号に</u> <u>定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞ</u> <u>れア又はイに定める額を加えて得た額</u></p>	<p>(6)の3 <u>変更認定申請に対する審査で、その</u> <u>計画変更が長期優良住宅法第6条第1項第</u> <u>2号、第4号又は第5号に掲げる基準（第</u> <u>61号の7において「2号等基準」という。）</u> <u>に適合している旨の認定を要するもの（既</u> <u>に認定を受けている新築計画に係るものに</u> <u>限る。）対象建築物の計画変更に係る部分</u> <u>について第60号アからケまでに掲げる床</u> <u>面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アか</u> <u>らケまでに定める額に、当該部分について</u> <u>次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれ</u> <u>ぞれアからケまでに定める額（複数住戸共</u> <u>同住宅等について同時に複数の変更認定申</u> <u>請があった場合は、当該額をその変更認定</u> <u>申請戸数で除して得た額）を加算して得た</u> <u>額</u></p>
<p>ア <u>当該変更認定申請のあった計画変更が</u> <u>一戸建ての住宅等に係るものである場合</u> <u>1件 7,000円</u></p>	<p>ア <u>200平方メートル以内のもの 1件</u> <u>7,000円</u></p>
<p>イ <u>当該変更認定申請のあった計画変更が</u> <u>複数住戸共同住宅等に係るものである場合</u> <u>当該複数住戸共同住宅等の存する建</u> <u>築物の当該計画変更に係る部分の全体に</u> <u>ついて、次に掲げる床面積の合計の区分</u> <u>に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定め</u> <u>る額（同時に複数の変更認定申請があっ</u> <u>た場合は、当該額をこれらの変更認定申</u> <u>請のあった計画変更に係る住宅の戸数の</u></p>	<p>イ <u>200平方メートルを超え500平方</u> <u>メートル以内のもの 1件 12,00</u> <u>0円</u></p>

<p>合計で除して得た額)</p> <p>(ア) <u>200平方メートル以内のもの</u> 1件 7,000円</p> <p>(イ) <u>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件 12,000円</p> <p>(ウ) <u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 17,000円</p> <p>(エ) <u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 35,000円</p> <p>(オ) <u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 47,000円</p> <p>(カ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 58,000円</p> <p>(キ) <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 105,000円</p> <p>(ク) <u>20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 140,000円</p> <p>(ケ) <u>30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 175,000円</p> <p>ウ～ケ 削除</p>	<p>ウ <u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 17,000円</p> <p>エ <u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 35,000円</p> <p>オ <u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 47,000円</p> <p>カ <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 58,000円</p>
--	--

<p>(6)の4 <u>変更認定申請に対する審査（認定新築計画に係るもの及び次号から第61号の7までのいずれかに該当するものを除く。）次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p>ア <u>当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合</u> 1件 11,000円</p> <p>イ <u>当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合</u> <u>当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）</u></p> <p>(ア) <u>200平方メートル以内のもの</u> 1件 11,000円</p> <p>(イ) <u>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件 21,000円</p> <p>(ウ) <u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件</p>	<p>キ <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 105,000円</p> <p>ク <u>20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 140,000円</p> <p>ケ <u>30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 175,000円</p> <p>(6)の4 <u>変更認定申請に対する審査（既に認定を受けている新築計画に係るもの及び次号から第61号の7までのいずれかに該当するものを除く。）対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額（複数住戸共同住宅等については、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額）</u></p> <p>ア <u>200平方メートル以内のもの</u> 1件 11,000円</p> <p>イ <u>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</u> 1件 21,000円</p>
--	---

<p><u>38,000円</u></p> <p>(エ) <u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>67,000円</u></p> <p>(オ) <u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>109,000円</u></p> <p>(カ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>173,000円</u></p> <p>(キ) <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>285,000円</u></p> <p>(ク) <u>20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>343,000円</u></p> <p>(ケ) <u>30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 <u>393,000円</u></p> <p><u>ウ～ケ 削除</u></p>	<p><u>ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>38,000円</u></p> <p><u>エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>67,000円</u></p> <p><u>オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>109,000円</u></p> <p><u>カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>173,000円</u></p> <p><u>キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>285,000円</u></p> <p><u>ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 <u>343,000円</u></p> <p><u>ケ 30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 <u>393,000円</u></p>
--	--

<p>(61)の5 <u>特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合するかどうかを判定するもの（一戸建ての住宅等（認定新築計画に係るものを除く。）に係るものに限る。）前号アに定める額に1件につき51,000円を加えて得た額</u></p>	<p>(61)の5 <u>特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨の認定を要するもの（一戸建ての住宅等（既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。）に係るものに限る。）対象建築物の計画変更に係る部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額を加算して得た額</u></p> <p><u>ア 200平方メートル以内のもの 1件 51,000円</u></p> <p><u>イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 131,000円</u></p> <p><u>ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 208,000円</u></p> <p><u>エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 428,000円</u></p> <p><u>オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 784,000円</u></p> <p><u>カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,377,000円</u></p> <p><u>キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 2,583,000円</u></p> <p><u>ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 3,754,000円</u></p> <p><u>ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 4,644,000円</u></p>
<p>(61)の6 <u>特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合するかどうか</u></p>	<p>(61)の6 <u>特定変更認定申請に対する審査で、その計画変更が1号基準に適合している旨</u></p>

<p>かを判定するもの(複数住戸共同住宅等(認定新築計画に係るものを除く。))に係るものに限る。) 第61号の4イに定める額に、当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの特定変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額)を加えて得た額</p> <p>ア 200平方メートル以内のもの 1件 51,000円</p> <p>イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 131,000円</p> <p>ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 208,000円</p> <p>エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 428,000円</p> <p>オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 784,000円</p> <p>カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件 1,377,000円</p> <p>キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件 2,583,000円</p> <p>ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件 3,754,000円</p> <p>ケ 30,000平方メートルを超えるもの 1件 4,644,000円</p> <p>(6)の7 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が2号等基準に適合するかどうか</p>	<p>の認定を要するもの(複数住戸共同住宅等(既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。))に係るものに限る。) 対象建築物の計画変更に係る部分について第61号の4アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について前号アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額(同時に複数の特定変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額)を加算して得た額</p> <p>(6)の7 変更認定申請に対する審査で、その計画変更が2号等基準に適合している旨の</p>
---	--

<p><u>を判定するもの（認定新築計画に係るものを除く。） 第61号の4に定める額に、次に掲げる区分に応じそれぞれア又はイに定める額を加えて得た額</u></p> <p><u>ア 当該変更認定申請のあった計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合</u> <u>1件 9,300円</u></p> <p><u>イ 当該変更認定申請のあった計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合</u> <u>当該複数住戸共同住宅等の存する建築物の当該計画変更に係る部分の全体について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定める額（同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をこれらの変更認定申請のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計で除して得た額）</u></p> <p><u>(ア) 200平方メートル以内のもの</u> <u>1件 9,300円</u></p> <p><u>(イ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 16,000円</u></p> <p><u>(ウ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件 23,000円</u></p> <p><u>(エ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件 47,000円</u></p> <p><u>(オ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件 62,000円</u></p>	<p><u>認定を要するもの（既に認定を受けている新築計画に係るものを除く。） 対象建築物の計画変更に係る部分について第61号の4アからケまでに掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ同号アからケまでに定める額に、当該部分について次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれアからケまでに定める額（複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額）を加算して得た額</u></p> <p><u>ア 200平方メートル以内のもの 1件 9,300円</u></p> <p><u>イ 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件 16,000円</u></p>
---	---

<p>(カ) <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 78,000円</p> <p>(キ) <u>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 140,000円</p> <p>(ク) <u>20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 187,000円</p> <p>(ケ) <u>30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 234,000円</p>	
<p><u>ウ～ケ 削除</u></p>	
	<p><u>ウ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> 1件 23,000円</p> <p><u>エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 47,000円</p> <p><u>オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 62,000円</p> <p><u>カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 78,000円</p> <p><u>キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 140,000円</p> <p><u>ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 187,000円</p> <p><u>ケ 30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 234,000円</p>
<p>(62) 略</p>	<p>(62) 略</p>
<p>ア <u>当該申出のあった計画又は計画変更が一戸建ての住宅等に係るものである場合</u> <u>第59号、第59号の3、第60号ア、第61号、第61号の3(同号アに係る部分に限る。)、第61号の4ア、第61号の5又は前号(同号アに係る部分に限</u></p>	<p>ア <u>一戸建ての住宅等に係るものである場合</u> <u>第59号、第59号の3、第60号、第61号、第61号の3から第61号の5まで又は前号に定める額に、第1号に定める額に相当する額(当該申出のあった計画に、建築基準法第87条の4に規</u></p>



<p>る。)に定める額に、第1号に定める額に相当する額（当該計画又は計画変更<sup>イ</sup>に、建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。）を加えて得た額</p> <p>イ <u>当該申出のあった計画又は計画変更が複数住戸共同住宅等に係るものである場合</u> 第59号の2、第59号の4、<u>第60号イ</u>、<u>第61号の2</u>、<u>第61号の3</u>（<u>同号イに係る部分に限る。</u>）、<u>第61号の4イ</u>、<u>第61号の6又は前号</u>（<u>同号イに係る部分に限る。</u>）に定める額に、第1号に定める額に相当する額を次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める数で除して得た額を加えて得た額</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 <u>当該申出のあった計画に係る住宅の戸数の合計</u></p> <p>(イ) <u>計画変更に係るものである場合</u> <u>当該申出のあった計画変更に係る住宅の戸数の合計</u></p> <p>(63) <u>長期優良住宅法第8条第2項において準用する長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定に基づく計画変更の認定の申請</u>（<u>長期優良住宅法第9条第1項又は第3項に規定する場合におけるものに限る。</u>）<u>以下この号において「変更認定申請」という。</u>）に対する審査 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</u></p> <p>ア <u>当該変更認定申請のあった計画変更が</u></p>	<p>定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては第2号に定める額に相当する額を、同法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合にあつては第3号に定める額に相当する額を、当該第1号に定める額に相当する額に加えて得た額。イにおいて同じ。）を加えて得た額</p> <p>イ <u>複数住戸共同住宅等に係るものである場合</u> 第59号の2、第59号の4、<u>第60号</u>、<u>第61号の2から第61号の4まで</u>、<u>第61号の6又は前号</u>に定める額に、第1号に定める額に相当する額を次に掲げる区分に応じそれぞれ(ア)又は(イ)に定める数で除して得た額を加算して得た額</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 <u>認定申請戸数</u></p> <p>(イ) <u>計画変更に係るものである場合</u> <u>変更認定申請戸数</u></p> <p>(63) <u>長期優良住宅法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定したときの計画の変更</u>（<u>以下この号において「計画変更」という。</u>）<u>の認定の申請</u>（<u>以下この号において「変更認定申請」という。</u>）に対する審査 <u>対象建築物の計画変更に係る部分について、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれアからケまでに定める額</u>（<u>複数住戸共同住宅等について同時に複数の変更認定申請があった場合は、当該額をその変更認定申請戸数で除して得た額</u>）</p> <p>ア <u>200平方メートル以内のもの</u> 1件</p>
---	---

<p>一戸建ての住宅等に係るものである場合  <u>1件 16,000円</u></p>	<p><u>16,000円</u></p>
<p>イ 当該変更認定申請のあった計画変更が  複数住戸共同住宅等に係るものである場  合 当該複数住戸共同住宅等の存する建  築物の当該計画変更に係る部分の全体に  ついて、次に掲げる床面積の合計の区分  に応じ、それぞれ(ア)から(ケ)までに定め  る額（同時に複数の変更認定申請があつ  た場合は、当該額をこれらの変更認定申  請のあった計画変更に係る住宅の戸数の  合計で除して得た額）</p>	<p>イ <u>200平方メートルを超え500平方  メートル以内のもの 1件 28,00  0円</u></p>
<p>(ア) <u>200平方メートル以内のもの  1件 16,000円</u></p>	
<p>(イ) <u>200平方メートルを超え500  平方メートル以内のもの 1件 2  8,000円</u></p>	
<p>(ウ) <u>500平方メートルを超え1,00  0平方メートル以内のもの 1件  47,000円</u></p>	
<p>(エ) <u>1,000平方メートルを超え3,  000平方メートル以内のもの 1  件 90,000円</u></p>	
<p>(オ) <u>3,000平方メートルを超え5,  000平方メートル以内のもの 1  件 133,000円</u></p>	
<p>(カ) <u>5,000平方メートルを超え1  0,000平方メートル以内のもの  1件 193,000円</u></p>	
<p>(キ) <u>10,000平方メートルを超え2  0,000平方メートル以内のもの  1件 326,000円</u></p>	
<p>(ク) <u>20,000平方メートルを超え3  0,000平方メートル以内のもの  1件 405,000円</u></p>	
<p>(ケ) <u>30,000平方メートルを超える  もの 1件 485,000円</u></p>	
<p>ウ～ケ 削除</p>	<p>ウ <u>500平方メートルを超え1,000</u></p>

<p>(64) <u>長期優良住宅法第10条の規定による同条に規定する認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査</u> 1件 16,000円</p> <p>(67)の2 <u>認定申請(申請書に住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(規則で定めるものに限る。第69号の2において「対象設計住宅性能評価書」という。)の写しが添付されているものに限る。ア及びイ以下この号において同じ。)</u>に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p>	<p><u>平方メートル以内のもの</u> 1件 47,000円</p> <p><u>エ 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> 1件 90,000円</p> <p><u>オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 1件 133,000円</p> <p><u>カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 1件 193,000円</p> <p><u>キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u> 1件 326,000円</p> <p><u>ク 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u> 1件 405,000円</p> <p><u>ケ 30,000平方メートルを超えるもの</u> 1件 485,000円</p> <p>(64) <u>長期優良住宅法第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査</u> 1件 16,000円</p> <p>(67)の2 <u>認定申請(申請書に設計住宅性能評価書(規則で定めるものに限る。第69号の2において「対象設計住宅性能評価書」という。)の写しが添付されているものに限る。ア及びイ以下この号において同じ。)</u>に対する審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額</p>
---	--



&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第89号	所 管	庁舎管理課
件 名	工事請負契約について（本庁舎中館受変電設備改修工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市武庫之荘6丁目24番16号 不二電気工事株式会社 代表取締役 藤田 文基				
2	契約金額 313,720,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 令和3年9月9日				
5	工事内容 電気設備工事 電灯設備工事                一式 動力設備工事                一式 受変電設備工事              一式 電力貯蔵設備工事            一式 その他付帯設備工事          一式				
6	工期 契約締結の日から令和5年3月20日まで				

## 開 札 結 果 表

		開札年月日	令和3年9月9日
件 名	本庁舎中館受変電設備改修工事		
落 札 者 名	不二電気工事 (株)	落 札 金 額	285,200,000円
予 定 価 格	289,700,000円	最 低 制 限 価 格	265,125,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額 (円)		
不二電気工事 (株)	285,200,000	決定	
平尾電工 (株)	316,230,000	※予定価格超過	
親和電機工業 (株)	321,500,000	※予定価格超過	
栄興電機工業 (株)	342,000,000	※予定価格超過	
山口電気工事 (株)	190,000,000	※最低制限価格抵触	
大日通信工業(株)	195,220,000	※最低制限価格抵触	
(株) 小川電設	247,000,000	※最低制限価格抵触	
共栄電器工業 (株)	262,000,000	※最低制限価格抵触	
(株) ニューテック	辞退		
尼崎電機(株)	辞退		

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第90号	所 管	福祉課																																																				
件 名	権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利)																																																								
内 容																																																									
1	<b>権利の内容</b> 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の借受人のうち、当該借受人の収入及び資産の状況により、その償還が著しく困難であるものの連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権 (1) 当該災害援護資金に係る貸付金の元金 (2) 元金に係る利子																																																								
2	<b>相手方及び放棄する債権額</b> <div style="text-align: right;">(単位：円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">相手方</th> <th colspan="2">放棄額</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>元金</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>██████████</td> <td>1,482,767</td> <td>123,743</td> <td>1,606,510</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>██████████</td> <td>1,499,793</td> <td>126,477</td> <td>1,626,270</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>██████████</td> <td>534,593</td> <td>21,422</td> <td>556,015</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>██████████</td> <td>549,714</td> <td>16,975</td> <td>566,689</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>██████████</td> <td>822,279</td> <td>41,993</td> <td>864,272</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>██████████</td> <td>1,336,977</td> <td>111,683</td> <td>1,448,660</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>██████████</td> <td>1,462,087</td> <td>120,423</td> <td>1,582,510</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>██████████</td> <td>1,550,012</td> <td>119,368</td> <td>1,669,380</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>9,238,222</td> <td>682,084</td> <td>9,920,306</td> </tr> </tbody> </table>					No.	相手方	放棄額		合計	元金	利子	1	██████████	1,482,767	123,743	1,606,510	2	██████████	1,499,793	126,477	1,626,270	3	██████████	534,593	21,422	556,015	4	██████████	549,714	16,975	566,689	5	██████████	822,279	41,993	864,272	6	██████████	1,336,977	111,683	1,448,660	7	██████████	1,462,087	120,423	1,582,510	8	██████████	1,550,012	119,368	1,669,380	合計		9,238,222	682,084	9,920,306
No.	相手方	放棄額		合計																																																					
		元金	利子																																																						
1	██████████	1,482,767	123,743	1,606,510																																																					
2	██████████	1,499,793	126,477	1,626,270																																																					
3	██████████	534,593	21,422	556,015																																																					
4	██████████	549,714	16,975	566,689																																																					
5	██████████	822,279	41,993	864,272																																																					
6	██████████	1,336,977	111,683	1,448,660																																																					
7	██████████	1,462,087	120,423	1,582,510																																																					
8	██████████	1,550,012	119,368	1,669,380																																																					
合計		9,238,222	682,084	9,920,306																																																					
3	<b>放棄の理由</b> 本件に係る権利を議会の議決を経て放棄した後、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、借受人に対して有する災害援護資金の償還を免除することで、当該償還を免除した金額に相当する額の兵庫県からの貸付金の償還が免除されるため。																																																								





&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第91号	所 管	こども福祉課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立すこやかプラザ）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立すこやかプラザ 尼崎市七松町1丁目3番1-502号				
2	指定管理者 尼崎市南武庫之荘1丁目18番11-102号 特定非営利活動法人子どものみらい尼崎 理事 濱田 格子				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和3年8月20日から9月16日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し選定した。 <b>【選定基準】</b> ①市民の平等な利用が確保されるものであるか ②すこやかプラザの効用を最大限に発揮させるものであるか ③すこやかプラザの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④すこやかプラザの管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 特定非営利活動法人子どものみらい尼崎は、選定委員会において設けた4つの選定基準をすべて満たしており、すこやかプラザの指定管理者として適切であると判断した。				



&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第92号	所 管	こども青少年課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立美方高原自然の家）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立美方高原自然の家 兵庫県美方郡香美町小代区新屋1432番地の35				
2	指定管理者 東京都荒川区西日暮里5丁目38番5号 公益財団法人日本アウトワード・バウンド協会 代表理事 飯田 稔				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 令和3年9月3日から9月22日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションを含めた面接審査を実施し選定した。 <b>【選定基準】</b> ① 市民の平等な利用が確保されるものであるか ② 美方高原自然の家の効用を最大限に発揮させるものであるか ③ 美方高原自然の家の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか ④ 美方高原自然の家の管理を安定して行う能力を有しているものであるか				
5	応募団体 1団体				
6	選定理由 公益財団法人日本アウトワード・バウンド協会は、選定委員会で設けた4つの選定基準をすべて満たしており、美方高原自然の家の指定管理者として適切であると判断した。				



&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第93号	所 管	こども青少年課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立青少年いこいの家）				
内 容					
1	施設名及び所在地 尼崎市立青少年いこいの家 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山6番地の1				
2	指定管理者 尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体 代表者 尼崎市西長洲町1丁目4番1号 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 代表理事 福井 進				
3	指定期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間） ※ 青少年いこいの家は、令和8年度までに「老朽化した宿泊棟を廃止し、野外での活動を中心とした施設へ特化する」方向で整理しており、現指定期間（2年間）の間に再整備に係る方向性を定め、工事に係る設計等を行い、令和4年度から令和5年度に一旦施設の供用を停止して工事を実施する予定であった。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、相当の税収の落ち込みが見込まれていたことから、令和2年6月に再整備の実施時期を当面の間延伸することを決定したため、令和4年度から再整備の着手までの間、指定管理を継続し、指定期間を設定することとした。 その指定期間については、再整備に向けた各関係機関との調整や工事に係る設計等に要する期間を改めて精査し、2年間とするもの。				
4	選定方法 令和3年9月1日から9月22日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、4つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションを含めた面接審査を実施し選定した。 <b>【選定基準】</b> ① 市民の平等な利用が確保されるものであるか ② 青少年いこいの家の効用を最大限に発揮させるものであるか				

- ③ 青少年いこいの家の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか
- ④ 青少年いこいの家の管理を安定して行う能力を有しているものであるか

5 応募団体 2団体

6 選定理由

尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体は、選定委員会で設けた4つの選定基準の全てにおいて一定の水準以上の評価を得ており、特に施設運営にあたっての基本方針や事業内容においては、施設の機能を十分に活用した提案がなされていたことから、青少年いこいの家の指定管理者として適切であると判断した。

## 応募者一覧

	法人等の名称	代表者名	所在地	
1	公益財団法人日本アウトワード・バウンド協会	代表理事 飯田 稔	東京都荒川区西日暮里5丁目3 8番5号	
2	尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体			
	代表者	公益財団法人尼崎市 スポーツ振興事業団	代表理事 福井 進	尼崎市西長洲町1丁目4番1号
	構成員	イオンディライト株 式会社	代表取締役 濱田 和成	大阪府中央区南船場2丁目3番 2号





&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第94号	所 管	地域産業課				
件 名	和解について（土地引渡し等反訴請求事件）								
内 容									
<p>1 和解理由</p> <p>本市は、本市と[ ]との土地使用貸借契約を平成31年3月31日付けで解除したが、[ ]は建物を収去しないまま本市所有の土地（以下「本件土地」という。）を不法に占有し、本市からの明渡しの求めにも応じないため、当該建物の収去及び本件土地の明渡し並びに明渡しに至るまでの本件土地に係る貸付料相当額の支払を求める訴えの提起を行ったところ、[ ]から、本市に対し、金1億3,000万円の支払いを受け付けるのと引き換えに、本件土地を引き渡し、かつ、本件土地について[ ]の指定する日を原因とする所有権移転登記手続を求める反訴の提起があった。</p> <p>その後、神戸地方裁判所尼崎支部の和解勧告により本訴事件及び反訴事件について同時に和解を求められており、和解条項案は、本件土地の売り渡し額が本市の鑑定額を上回る金額である等、妥協できる内容であると判断したため、議決を求めるもの。</p> <p>【本件土地の所在地及び面積】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市道意町7丁目1番12</td> <td>1,108.76㎡</td> </tr> </tbody> </table>						所在地	面積	尼崎市道意町7丁目1番12	1,108.76㎡
所在地	面積								
尼崎市道意町7丁目1番12	1,108.76㎡								
<p>2 当事者</p> <p>(1) 反訴原告兼被告 [ ]</p> <p>(2) 反訴被告兼原告 尼崎市 代表者 尼崎市長 稲村 和美</p>									
<p>3 和解条項の概要</p> <p>(1) 尼崎市は、[ ]に対し、裁判所の指定する日に本件土地を代金1億5,300万円で売り渡し、[ ]はこれを買受ける。</p> <p>(2) 尼崎市は、[ ]に対し、本件土地について、(1)の売買を原因とする所有権移転登記手続をする。但し、登記手続費用は[ ]の負担とする。</p> <p>(3) 尼崎市と[ ]は、(1)の売買契約が、尼崎市と[ ]間の平成5年6月30日付け工業系専門学校を設置に関する基本協定書15条1項に買取特約が存し、[ ]が本件土地上で平成6年以降学校を運営してきたことを前提として裁判所がした和解勧告に基づき締結されたものであって、[ ]は引き続き教育関係事業の用に供する目的で本件土地を買受けたことを確認する。</p> <p>(4) 尼崎市は、その余の本訴請求を放棄する。</p> <p>(5) [ ]は、その余の反訴請求を放棄する。</p> <p>(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>									



&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第95号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更について				
内 容					
1	理由 道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、市道路線を認定、廃止、一部廃止及び変更するため、議決を求めるもの。				
2	対象路線				
	(1) 認定しようとする路線				
	路 線 名		起 点 ～ 終 点		
	市道第882号線		西川1丁目54～同97		
	市道第883号線		富松町2丁目1351-2～同1352-1		
	市道第884号線		南塚口町7丁目70～同68		
	市道第885号線		南塚口町8丁目1048～同1024		
	(2) 廃止しようとする路線				
	路 線 名		起 点 ～ 終 点		
	塚口第15号4丁目線		塚口町1丁目9-7～同33-11		
	東富松第10号屋敷辰巳台線1号枝線		富松町1丁目584-2～同585-18		
	貝原線2号枝線		上ノ島町1丁目855～同855		
	武庫之荘南部区画第158号線		上ノ島町1丁目874～同873		
	尾浜区画第18号線		南塚口町5丁目802-2～同157-2		
	富松11号線		塚口町6丁目14-9～同9-7		
	高松地元線9号枝線		南塚口町7丁目325～同8丁目878		
	塚口西区画第24号線		南塚口町8丁目656～同878		
	垣ノ内線1号枝線		水堂町1丁目171-1～同171-1		
	水堂小路線3号枝線		西立花町2丁目256～同257		
	東富松フケ宮東線		富松町1丁目890-27～同2丁目1363-11		
	武庫之荘南部区画第169号線		水堂町1丁目60-11～同60-10		
	(3) 一部廃止しようとする路線				
	路 線 名		廃 止 区 間		
	塚口第5号御願塚線2号枝線		塚口本町2丁目425-1～同423-23		

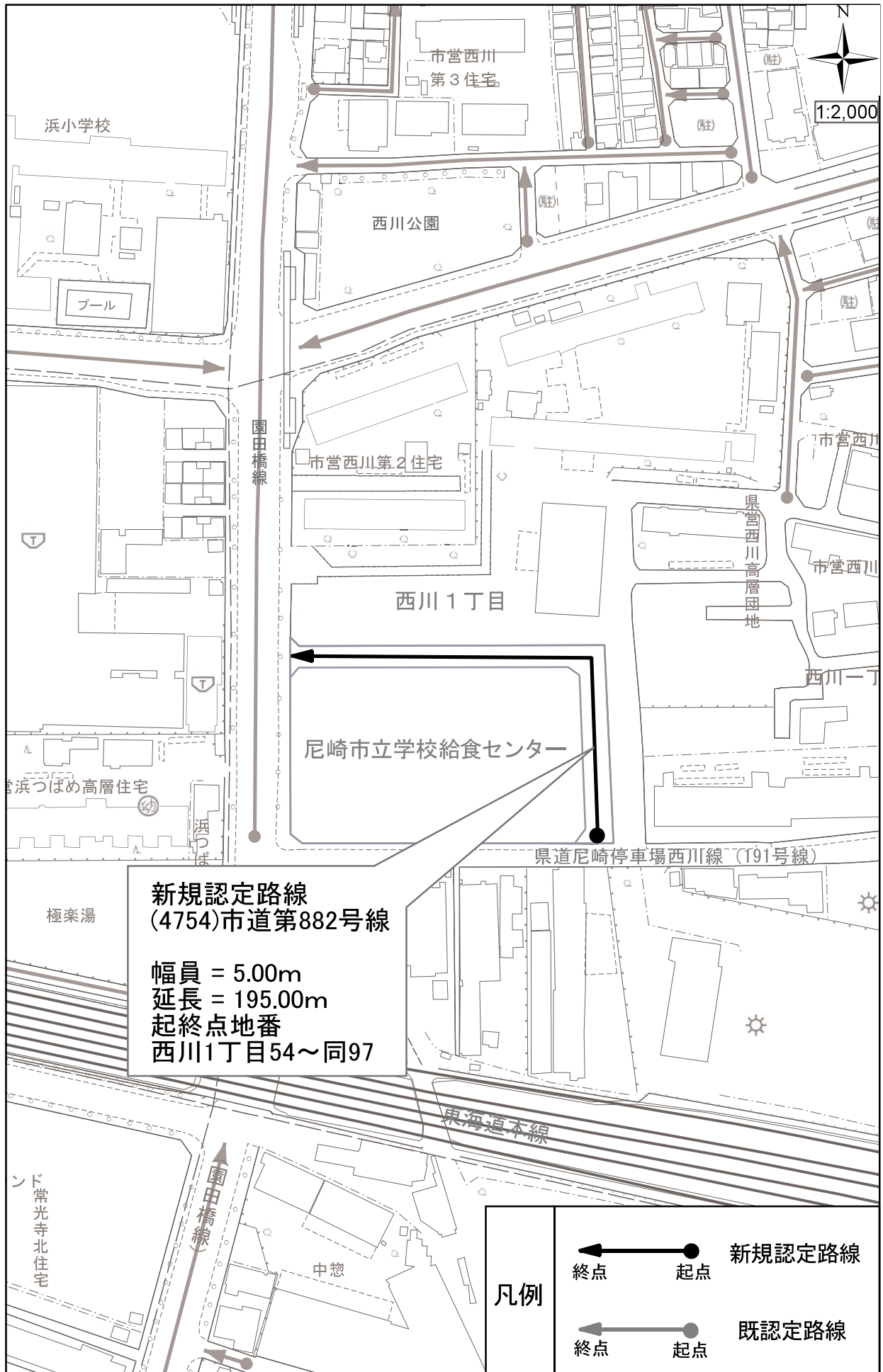
塚口第12号村内南線2号枝線	塚口本町1丁目901-1~同897-1
塚口第12号村内南線10号枝線	塚口本町1丁目906-1~同911-19
塚口第14号池尻高松線	塚口町3丁目12-21~南塚口町8丁目497
北ヶ市冬原線	富松町1丁目615-11~上ノ島町1丁目62
上ノ島第2号高松地元線	南塚口町1丁目327-3~同8丁目134
上ノ島第2号高松地元線	南塚口町8丁目656~上ノ島町1丁目794
高松地元線8号枝線	南塚口町7丁目311-1~栗山町2丁目95
大西村内線1号枝線	大西町2丁目233-5~同1丁目235
橘区画第50号線	西立花町1丁目184~同200
今北水堂線	西立花町2丁目391~同257
水堂今北線	西立花町2丁目391~同391-3
塚口西区画第17号線	南塚口町8丁目923-3~同703-1

## (4) 変更しようとする路線

路線名		起点 ~ 終点
栗山上ノ島線	旧	南塚口町8丁目126-1~同1228
	新	南塚口町1丁目327-3~上ノ島町1丁目794

# 市道路線の認定図

別図1



# 市道路線の認定図

別図2



# 市道路線の認定図

別図3



# 市道路線の認定図

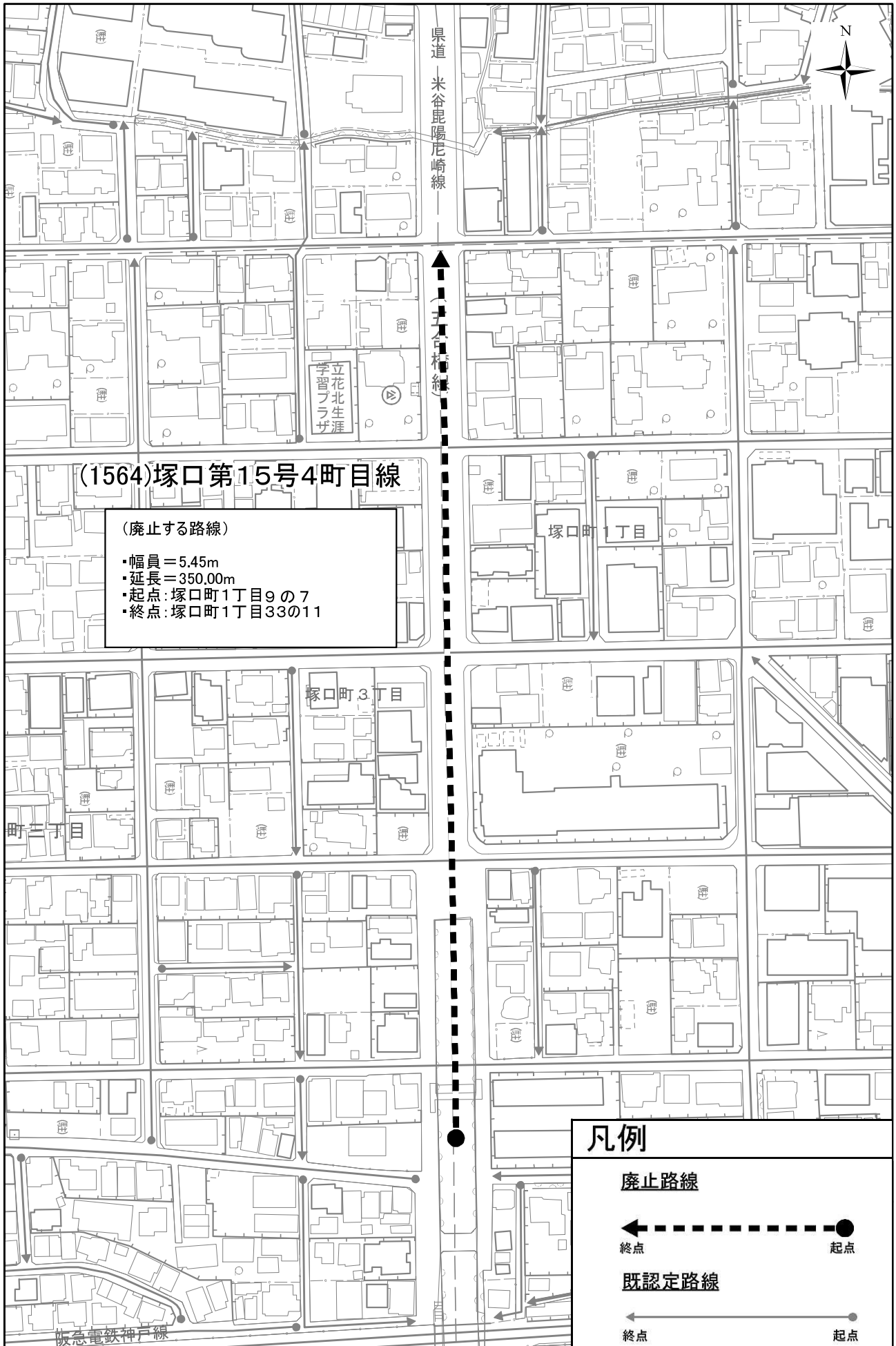
別図4

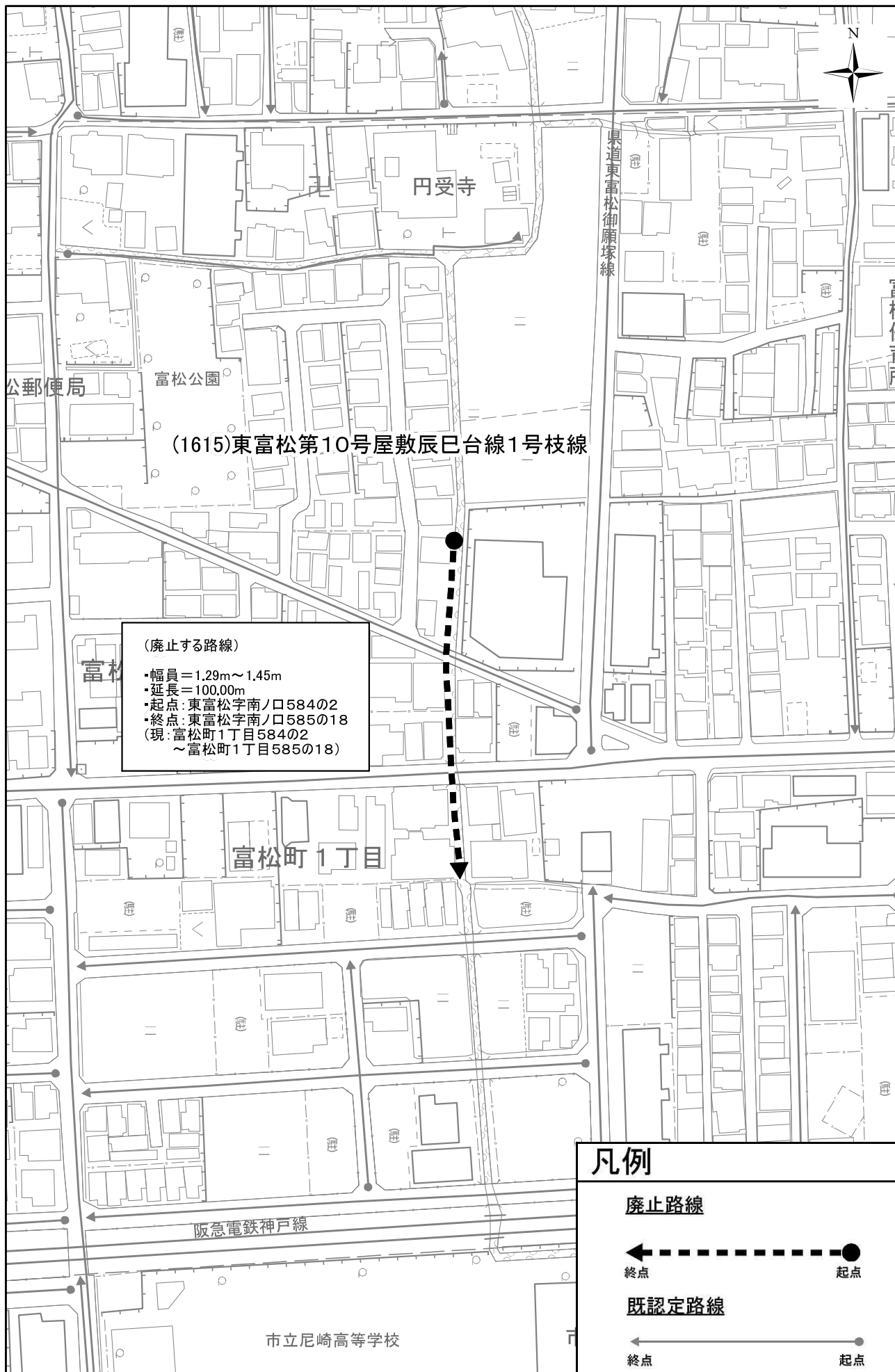




# 市道路線の廃止図 (S=1/2000)

別図1











# 市道路線の廃止図 (S=1/1500)

別図6





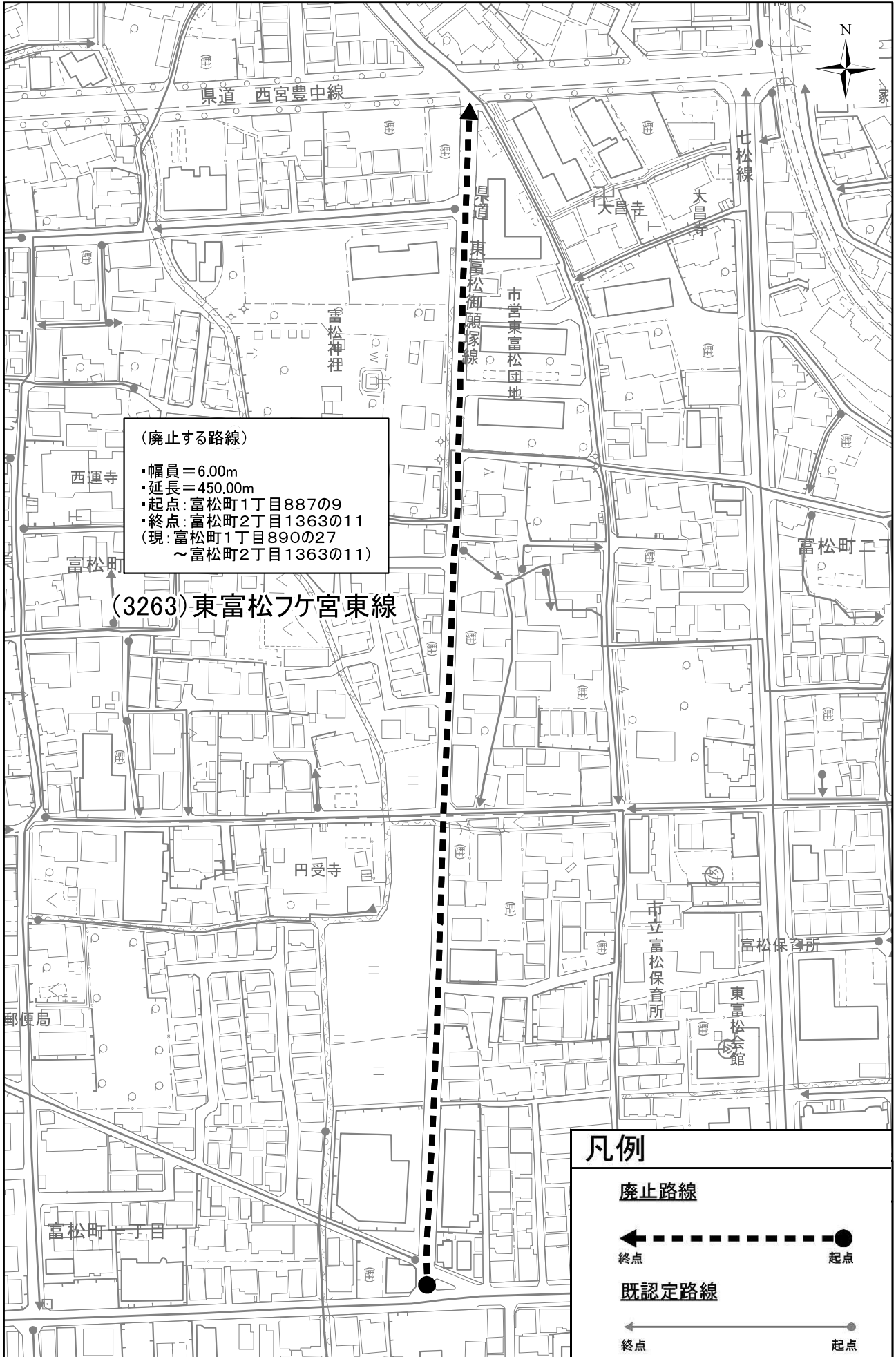


# 市道路線の廃止図 (S=1/1500)

別図8







# 市道路線の廃止図 (S=1/1500) 別図10



# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図1



# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図2

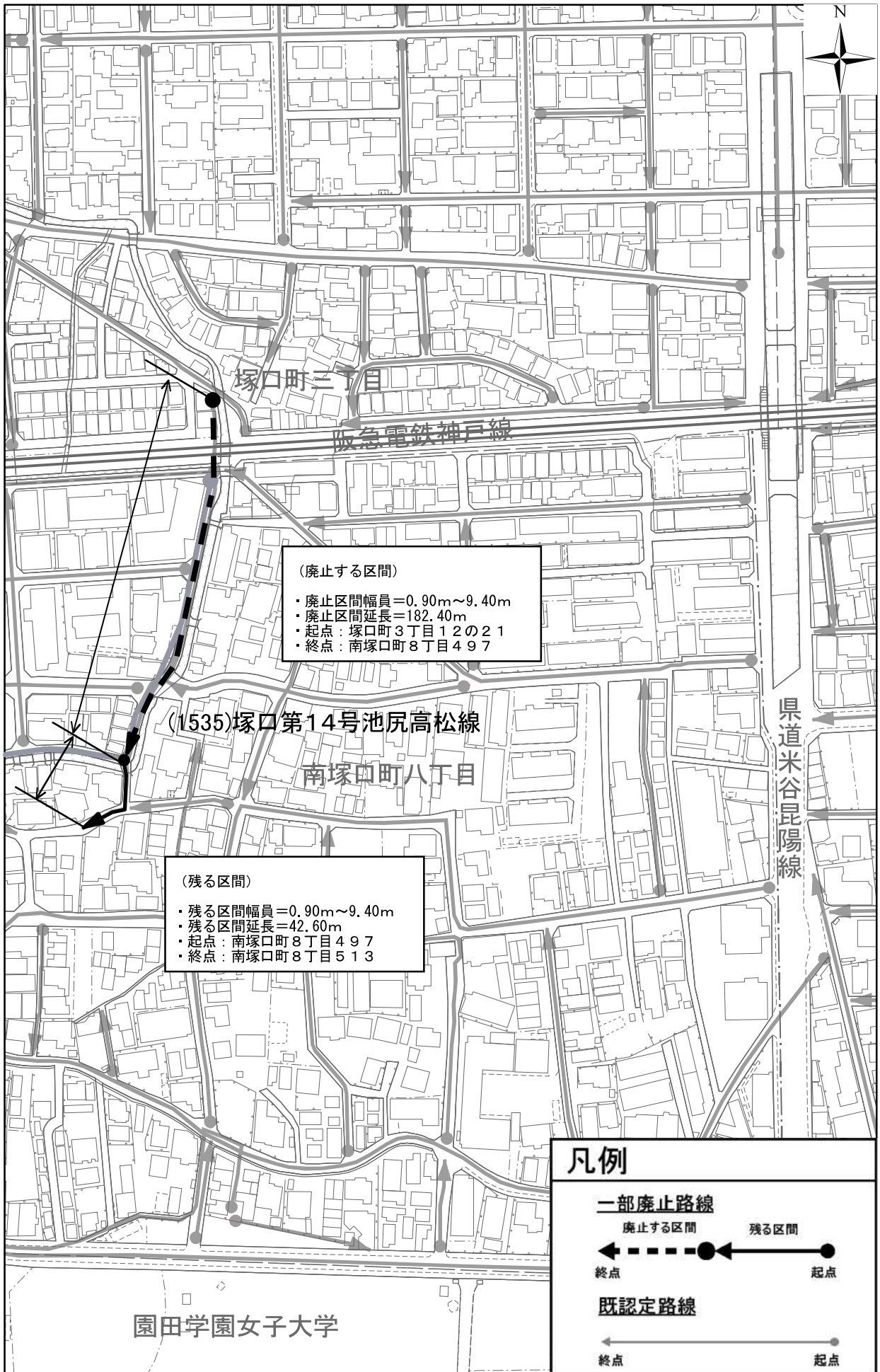


# 市道路線の一部廃止図 (S=1/1500) 別図3

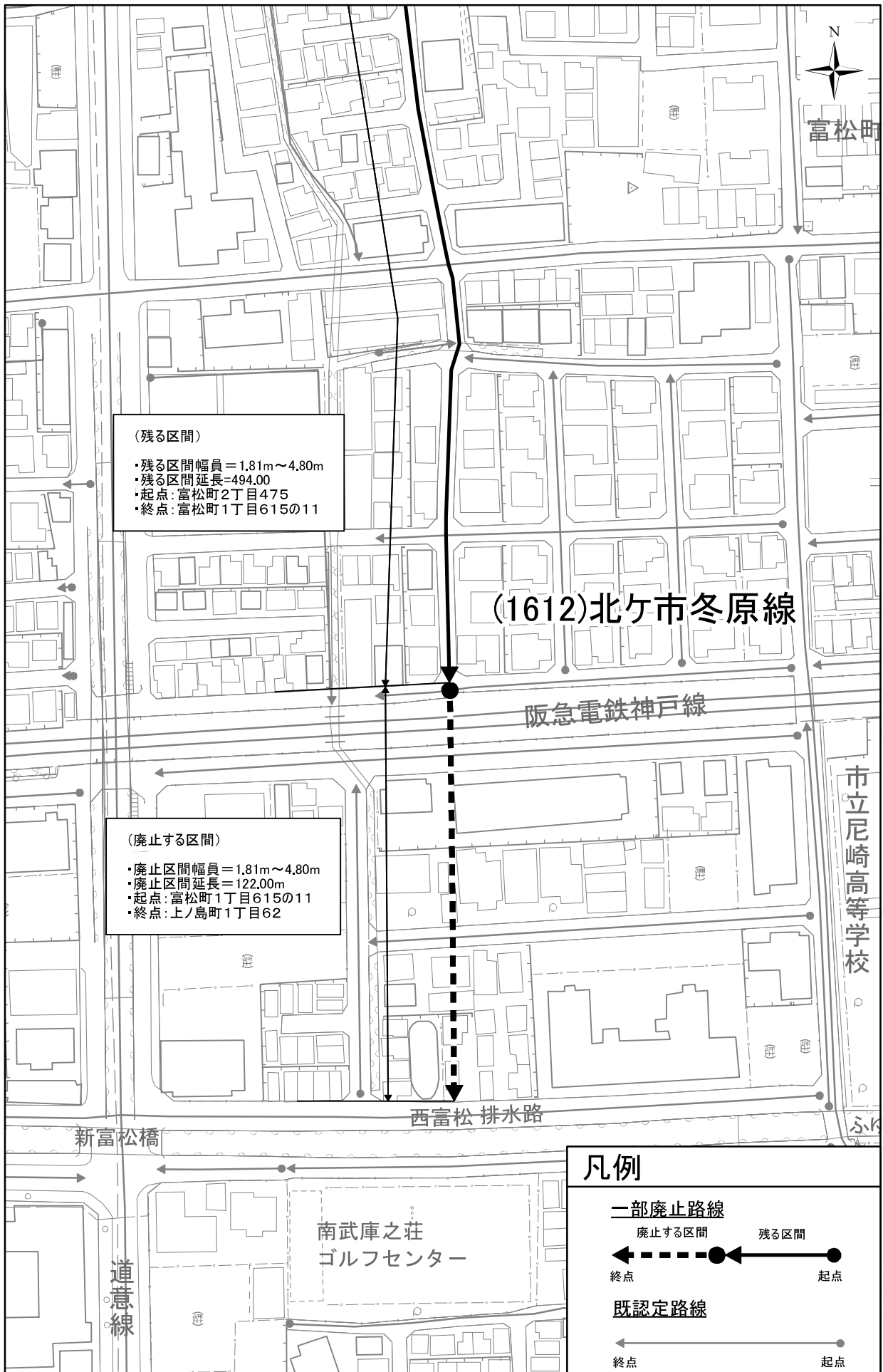




# 市道路線の一部廃止図 (S=1/2500) 別図4



# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図5



# 市道路線の一部廃止図 (S=1/5000) 別図6





# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図7



# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図8



# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500) 別図9



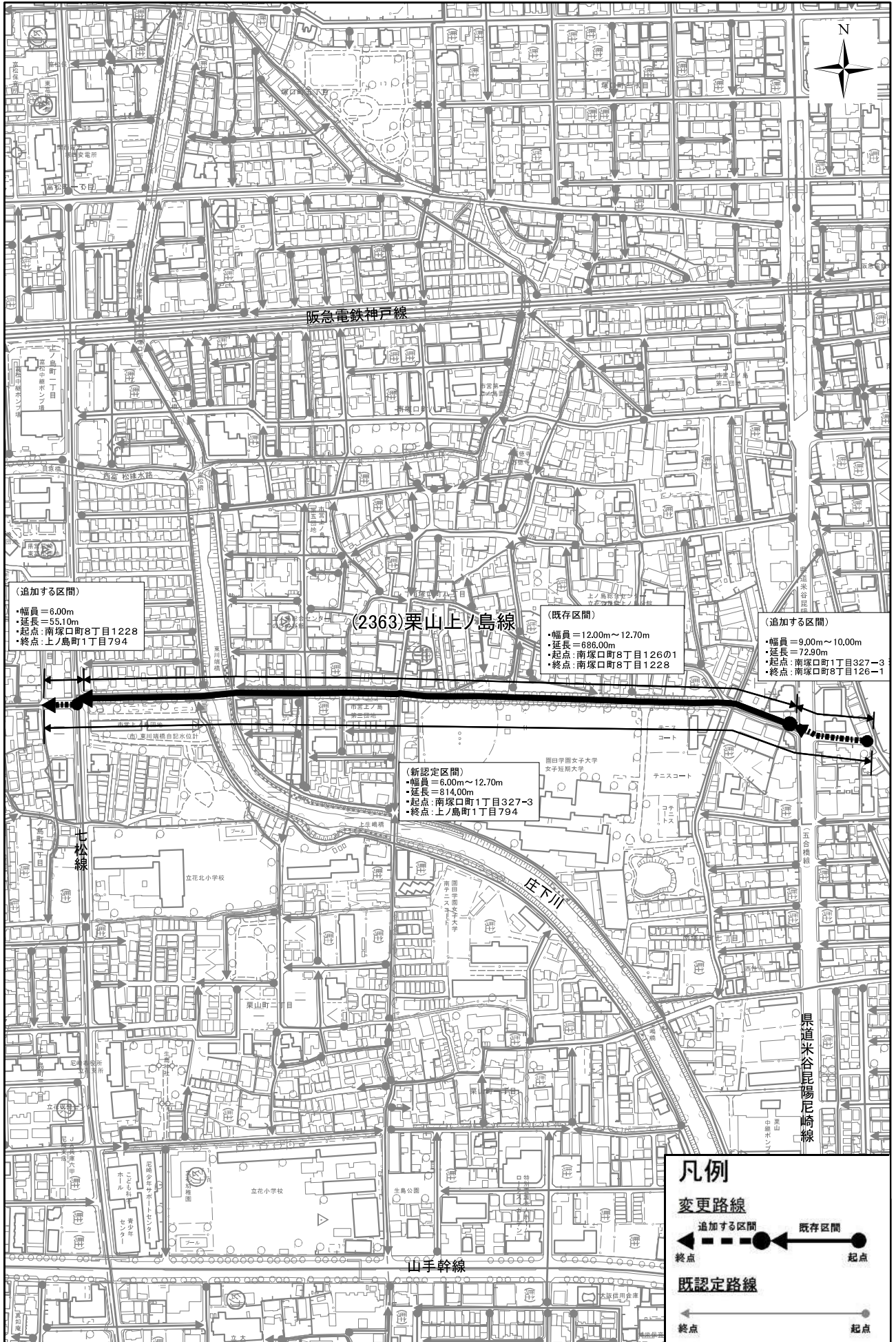
# 市道路線の一部廃止図(S=1/1500)別図10





# 市道路線の変更図 (S=1/5000)

別図1





&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第96号	所 管	公園維持課
件 名	指定管理者の指定について（橘公園、小田南公園、西向島公園及び猪名川公園並びに尼崎市立魚釣り公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。））				
内 容					
<p>1 施設名及び所在地</p> <p>(1) 橘公園 尼崎市東七松町1丁目</p> <p>(2) 小田南公園 尼崎市杭瀬南新町3丁目</p> <p>(3) 西向島公園 尼崎市西向島町</p> <p>(4) 猪名川公園 尼崎市椎堂1丁目及び豊中市利倉西1丁目</p> <p>(5) 魚釣り公園（軟式野球場及び多目的運動広場に限る。） 尼崎市平左衛門町</p> <p>2 指定管理者 パークマネジメント尼崎 代表者 大阪市西区江戸堀1丁目8番14号 株式会社日比谷アメニス大阪支店 支店長 藤原 圭介</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間） ただし、小田南公園については再整備が予定されており、指定期間が短縮される可能性がある。</p> <p>4 選定方法 令和3年8月16日から9月15日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、5つの選定基準を設けたうえで、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し選定した。 【選定基準】</p> <p>① 市民の平等な利用が確保されるものであるか</p> <p>② 公園等の効用を最大限に発揮させるものであるか</p> <p>③ 公園等の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか</p> <p>④ 公園等の管理を安定して行う能力を有しているものであるか</p> <p>⑤ その他公園等の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであるか</p> <p>5 応募団体 2団体</p>					

6 選定理由

選定委員会による評価の結果、パークマネジメント尼崎が、総合的に最も優れた評価を得ており、橘公園等の指定管理者として適切であると判断した。



## 応募者一覧

	団体等の名称	代表者名	所在地	
1	グリーン&スポーツあまがさき			
	代表者	公益財団法人 尼崎緑化公園協会	理事 森山 敏夫	尼崎市南塚口町4丁目 1番44号
	構成員	公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団	代表理事 福井 進	尼崎市西長洲町1丁目 4番1号
2	パークマネジメント尼崎			
	代表者	株式会社 日比谷アメニス大阪支店	支店長 藤原 圭介	大阪市西区江戸堀1丁目 8番14号
	構成員	株式会社 ハウズビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目 2番2-1200号



&lt;令和3年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第97号	所 管	公園計画・21世紀の森担当																							
件 名	負担付きの寄附の受納について																											
<b>内 容</b>																												
1 趣旨	<p>小田南公園は供用開始から約30年が経過し、リニューアルを検討する時期を迎える中で、南部地域活性化の起爆剤として阪神タイガースファーム施設の誘致の取り組みを進めてきた。</p> <p>その結果、本市は阪神電気鉄道株式会社及び株式会社阪神タイガースの三者で、小田南公園の整備・管理運営の実現に向けた協定等を締結し、小田南公園において阪神電気鉄道株式会社が整備する公園施設及び附属物一式の寄附を市が受納し、当該寄附を受納することの条件(負担)の内容及び令和7年2月1日までに小田南公園の供用を開始すること等を確認した。</p> <p>このうち、負担付きの寄附を受納するため、次の事項について地方自治法第96条第1項第9号の規定により議決を求めるもの。</p>																											
2 寄附の目的	<p>小田南公園において、公園施設の更新によるスポーツ文化の振興、市民の健康増進、地域経済の活性化等に寄与するため。</p>																											
3 寄附を受ける物件	<p>小田南公園(第1工区)において寄附者が小田南公園整備事業により整備する公園施設及び附属物一式</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在</th> <th>種類</th> <th>構造等</th> <th>予定数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">尼崎市 杭瀬南 新町3 丁目1 5番外 8筆</td> <td>硬式野球場</td> <td>鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、 地上3階建</td> <td>約21,000㎡</td> </tr> <tr> <td>軟式野球場</td> <td>鉄筋コンクリート造、地上2階建</td> <td>約10,000㎡</td> </tr> <tr> <td>硬式野球練習場</td> <td>—</td> <td>約6,000㎡</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>—</td> <td>約60台</td> </tr> <tr> <td>その他公園施設一式</td> <td>園路、広場、植栽、ベンチ等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>附属物一式</td> <td>各施設に附属する備品類等</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					所在	種類	構造等	予定数量	尼崎市 杭瀬南 新町3 丁目1 5番外 8筆	硬式野球場	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、 地上3階建	約21,000㎡	軟式野球場	鉄筋コンクリート造、地上2階建	約10,000㎡	硬式野球練習場	—	約6,000㎡	駐車場	—	約60台	その他公園施設一式	園路、広場、植栽、ベンチ等	—	附属物一式	各施設に附属する備品類等	—
所在	種類	構造等	予定数量																									
尼崎市 杭瀬南 新町3 丁目1 5番外 8筆	硬式野球場	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、 地上3階建	約21,000㎡																									
	軟式野球場	鉄筋コンクリート造、地上2階建	約10,000㎡																									
	硬式野球練習場	—	約6,000㎡																									
	駐車場	—	約60台																									
	その他公園施設一式	園路、広場、植栽、ベンチ等	—																									
	附属物一式	各施設に附属する備品類等	—																									
4 寄附者	<p>大阪市福島区海老江1丁目1番24号 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役 秦 雅夫</p>																											

## 5 負担の内容

寄附物件の都市公園としての供用を開始した日から40年を経過する日まで、寄附者又は株式会社阪神タイガース（以下「寄附者等」という。）に対して、次の各号に掲げる措置を講ずること。

- (1) 寄附者に対して営業権（寄附物件に関する入場券販売等の運営や維持管理を行う権利、飲食・物品販売や広告販売等の収入を得る権利、寄附物件を無償で使用する権利）を付与し、当該営業権を十分に行使することができるようにすること。
- (2) 寄附物件のうち、硬式野球場及び硬式野球練習場については、寄附者等が指定する日を除き、寄附者等による専用使用を認めること。
- (3) 寄附者等が使用する「室内練習場」、「選手寮・クラブハウス」、「附属駐車場」等の敷地の用に供するため、小田南公園未供用地（第2工区：尼崎市杭瀬南新町3丁目56番2外9筆）の土地の一部を寄附者等に使用させること。
- (4) 寄附物件の維持管理費の一部に充てるため、令和3年度時点の小田南公園の維持管理費相当額を寄附者に支払うこと。
- (5) 小田南公園未供用地（第2工区）の土地使用料相当額並びに寄附者等が小田南公園に関して負担する固定資産税、都市計画税及び事業所税相当額の範囲内において、補助金等により寄附者に対して支援すること。

【参考：位置図】



【参考：小田南公園施設配置図】

